

現 場 説 明 書

工事名称： 公立沖縄北部医療センター新築工事（建築）

沖縄県北部医療組合

1. 工事名称 公立沖縄北部医療センター新築工事（建築）
2. 工事場所 名護市大北地内
3. 工 期 契約締結の翌日から1095日間
※共通費算定に係る工期は、以下のとおり。
新営：T=36.0ヶ月
4. 入札条件 別紙「公告」のとおり
5. 工事概要 図面記載のとおり
6. 工事範囲 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切
7. 関連工事 本工事と関連する別契約の工事は以下のとおりで、各工事の関係者と密接に連絡調整を行い、円滑な施工が図れるよう努めるものとする。
- (1) 公立沖縄北部医療センター新築工事（電気）
 - (2) 公立沖縄北部医療センター新築工事（機械）
 - (3) 公立沖縄北部医療センター敷地造成工事（1期工事）
 - (4) その他関連工事
8. 質問回答 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は以下のとおりすべて文書で行う。
質問書の提出部数は1部とし、電子メール（jimukyoku@okinawahokubuiryo.jp）又は持参により提出すること。なお、質問がない場合は提出を要しない。
※電子メールで提出する場合は、編集可能な原本ファイルを提出すること。
また、送付時に必ず電話で到達確認を行うこと。
※紙で持参する場合は、編集可能な原本ファイルをCD又はDVDに保存して提出、もしくは別途電子メールで送付すること。なお、提出されたCD又はDVDは返却しない。
- (1) 提出期間 別紙「公告」のとおり
 - (2) 提出先 別紙「公告」のとおり
 - (3) 担当者 沖縄県北部医療組合 施設整備課 亀鶴 寛
 - (4) 様 式 別紙1のとおり
 - (5) 回答方法 別紙「公告」のとおり

9. 提出書類等

- (1) 別紙2に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙3による。

10. 現場代理人及び主任技術者等（契約書第10条関係）

契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人等通知書により行う。

共同企業体の場合は、代表者は監理技術者を、また構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。

—なお、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る）の解体作業時は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を現場常駐させること。—

11. 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続き（赤土対策等）は、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、受注業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

12. ~~支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）~~

- ~~(1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。~~

品名	数量	品質	規格・性能

- ~~(2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。~~

13. 工事用水・工事用電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

14. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙4による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。
- (3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格・寸法は別紙5による。

15. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講じ、汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

16. 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

17. 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用すること。

18. 工程管理等

- (1) 原則として、週1回の工程会議を開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行うこと。
- (3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築工事の受注者が中心となって運営する。
- (4) 協議会の会長は建築工事の請負業者とする。また、会長は労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。

19. 資材等の運搬

- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
- (2) 現場から資材を搬入・搬出する場合は、ゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分配慮すること。

20. 中間検査（契約書第32条関係）

~~工事目的物について、工事施工中の中途において指定する出来形部分は、以下のとおりとする。~~
~~()~~

21. 部分引渡し（契約書第39条関係）

~~工事目的物について、工事の完成に先だって引渡しを受けるべき部分は、以下のとおりとする。~~
~~()~~

22. 債務負担行為に係る契約の特則（契約書第40条関係）

- (1) 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
- (2) 各会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）は次の割合のとおりとする。

令和7年度	約17.95%
令和8年度	約22.76%
令和9年度	約52.89%
令和10年度	約 6.40%

- (3) 発注者は予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

23. 債務負担行為に係る契約の前払の特則（契約書第41条関係）

本契約においては、各会計年度の出来高予定額の40%以内を支払うものとする。

ただし、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

この場合において、請求された前払金額が第41条第1項に定める契約会計年度の支払限度額を超えるときは、発注者は、当該支払限度額に相当する額を前払金として支払うものとし、受注者は、契約会計年度の翌会計年度に、請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを請求することができるものとする。

~~また、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。~~

24. 経年調査（契約書第45条関係）

受注者は、工事目的物の引渡し後1年及び2年以内に、施設整備課又は施設管理者等の指示により経年調査を実施すること。なお、この調査において契約不適合箇所があった場合は、速やかに修復しなければならない。

25. ゆいくる材の利用について

「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再資源活用工事実施要領について」を準用し、使用する再生資材は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）とする。

26. 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

27. 変更契約等をする場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

28. 工期延長に伴う契約変更の対象外経費

当該工事における当初工期に変更が生じた場合、原則として、建物を除いた設備リースに係る経費については、その工期延長に伴う契約変更の対象としない。

29. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では入札時において、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。

(3) 受注者からの請求による(2)の確認は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正に関する協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- (5) 発注者は、自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行い、(4)に準じて受注者と入札時積算数量書の訂正に関する協議を行うものとする。
- (6) (4)又は(5)の入札時積算数量書に記載された積算数量の訂正は、契約書、設計図書及び数量基準（沖縄県土木建築部建築工事積算基準第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。）に定めるところによるものとする。

30. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号または名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、29.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

31. 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

- (1) 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

- (2) 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】

ホーム > 政策・仕事 > 土地・建設産業 > 建設産業・不動産業 > 各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

32. ~~CCUS 活用について~~

~~—本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。—~~

~~—受注者は、工事着手前までに CCUS 活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。—~~

~~—実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。—~~

33. 着工会議について

本工事は、着工会議を以下のとおり予定している。日程等確認のため、落札後、速やかに担当に連絡すること。

- (1) 着工会議予定日：契約後に通知する
- (2) 場所：契約後に通知する
- (3) 準備書類：現場説明書、着手関係書類【営繕工事】

※着手関係書類様式は、沖縄県土木建築部の様式を準用する。沖縄県技術・建設業課HPにて入手可能。

(<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013337.html>)

34. その他

- (1) 本工事の予定価格は、以下を適用している。

「令和7年度 公共工事設計労務単価（令和7年3月1日）」

- (2) 公共建築工事積算基準及び資材単価等は、以下の時点の単価等を採用している。

令和7年7月時点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(3) 本工事は完全週休2日(土日)適用工事として労務費及び現場管理費を補正している。
沖縄県の「営繕工事における週休2日促進工事実施要領（令和7年7月1日）」を準用する。
詳細は別紙6のとおりである。 |
|---|

- (4) 沖縄県の「建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領」を準用し、本工事は快適トイレ試行工事の対象である。詳細は別紙7のとおり。

(5) 共通仮設

- ① 請負者事務所、工事用看板、完成予想図及び安全費等、現場に係る仮設費については、全請負者で負担すること。
- ② 仮囲い等の費用負担は協議による。
- ③ 監督員事務所の費用負担は以下の工事に計上している。

公立沖縄北部医療センター新築工事（建築）

- (6) 他工区工事範囲を施工する際には事前に請負者間で綿密な調整を行うこと。また、大型重機を伴う施工期間の重複が想定されるため、施工計画においては密に連携を取り、十分留意すること。
- (7) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (8) 本工事により発生する建設廃棄物は、原則、再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領について」に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。
- (9) やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は甲乙協議を行うこととし、甲乙協議の結果最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。なお、最終処分を行う場合は設計変更として取り扱うものとする。
- (10) 赤土等流出防止対策については、工事着手前に関係機関と十分に調整し、その対策を講ずること。なお、赤土対策にかかる経費は、以下の工事に計上している。

公立沖縄北部医療センター敷地造成工事（1期工事）

(11) ダンプトラック等による過積載等の防止について（指導事項）

- ① 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的を考慮して、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑥ 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- ⑦ ①から⑥のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

- (12) 下請け契約の相手方（二次以下を含む全て）は原則、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。

(13) 工事関係図書等に関する業務効率化

① 本工事は、沖縄県土木建築部の「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」を準用し、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。

② 工事関係図書等の提出一覧は、次のURLに掲載しているので、参照することができる。

「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）工事関係図書等一覧表」

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013337.html>

③ 次の図書を監督員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

・ 保全に関する資料

提出形式：電子データ（PDF形式）

※紙でしか保有していない書類は紙での提出も可とする。

※電子データと紙が混在する場合は、電子データ内に紙で提出する書類の一覧表（様式は任意）を作成する。

(14) 搬入出トラックや作業員の出入りの際には、事故発生防止に努めること。

(15) 沖縄県の「デジタル工事写真の黒板情報電子化について（営繕）」を準用する。

詳細は別紙8による。

(16) 近隣には住宅、学校がある。騒音対策にも十分努めること。

契約後速やかに提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	営繕工事第1号様式	A 4	1	
2	工事着手届	A 4	1	
3	現場代理人等通知書	A 4	1	資格者証の写し、経歴書、 実務経験証明書、健康保険証の写し
4	工事工程表	A 4	1	
5	建設業退職金共済組合証紙購入報告	—	1	
6	労働保険に関する申告書及び領収書	—	1	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 (事業差控え)及び労働保険料等の領収書
7	労働保険関係成立届出証明書	—	1	
8	火災保険・組み立て保険等	—	1	写し
9	工事カルテ受領書(写)	A 4	1	
10	再生資源利用計画書	A 4	1	
11	再生資源利用促進計画書	A 4	1	
12	建設工事下請通知書	A 4	1	

随時提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	建設工事下請通知書	A 4	1	契約書第7条
2	施工体制台帳	—	1	
3	施工計画書	—	1	各工事着手前
4	使用材料承諾願	A 4	1	規格、寸法等必要資料添付
5	施工図	A 4	1	総合図承認後
6	試験成績書	A 4	1	各種材料
7	実施工程表	A 3	1	工事の着手に先立ち作成・提出
8	CALSシステム支払証明	A 4	1	CALSシステム使用許諾料支払い時
9	確認・立会願	A 4	1	
10	材料検査調書、材料搬入報告書	A 4	1	材料搬入ごと

毎月5日に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	定期報告書（ 月分）	A 4	1	営繕第3号様式工事監理業務 受託者の審査後
	(1) 工事履行報告書	A 4	1	第11号様式
	(2) 工事工程表（実施）	A 4	1	営繕第4号様式 （計画を黒線、実施を赤線）
	(3) 工事状況報告	A 4	1	営繕第5号様式
	(4) 工事写真	A 4	1	営繕第6号様式
	(5) 県産建設資材使用状況報告書	A 4	1	参考様式1 各月ごと
	(6) 休日取得状況報告書	A 4	1	様式（週休2日工事）

既済検査時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	既済部分検査願	A 4	1	契約書に掲げる回数内
2	出来高内訳明細書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	既済検査終了後

完成時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	完成通知書	A 4	1	
2	県産建設資材使用状況報告書	A 4	1	累計
3	請求書	A 4	1	検査合格後
4	工事目的物引渡書	A 4	1	
5	再生資源利用実施書	A 1	1	
6	再生資源利用促進実施書	A 4	1	
7	ゆいくる材利用状況報告書	A 4	1	
8	ゆいくる材出荷量証明書	A 4	1	

別紙3

完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	工事日報	A 4	1	
2	施工計画書	A 4	1	修正等があれば最終のもの
3	使用資材承諾書、証明書	A 4	1	
4	施工承認図	A 4	1	A 4 サイズに折って提出
5	工事写真	—	1	A 4 サイズに整理して提出
6	完成図（白図）	A 3	3	A 4 版観音製本
7	電子納品 C D	—	1	(一財)沖縄建設技術センター発行 の確認証 1 部を添付すること
8	工事カルテ受領書（写）	A 4	1	
9	鍵等引渡書、取扱説明書	—	1	目録、キープラン含む
10	保全に関する資料	A 4	2	
11	保証書	A 4	1	クリヤホルダーに収納
12	工事完成書類引渡書	A 4	1	目録含む
13	下請通知書	A 4	1	施工体制台帳を添付する

備考：鍵は3本1組とし、鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に、また予備品工具類は予備品箱及び
工具箱にそれぞれ整理し、目録とともに提出する。

完成図における図面表記例（右下）

工事名称	〇〇工事	工 事 施 工 者		
工事場所	〇〇市〇〇			
工事年度	令和 年度			
発注機関	沖縄県北部医療組合施設整備課			
図面名称	〇〇図			
縮 尺	A1:1/100 A3:1/200			
図面番号	A-003			

別紙4

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事受注者の共同作成とすることができる。

工事名称	:	〇〇〇〇〇工事
工 期	:	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
発注者	:	沖縄県北部医療組合 管理者 〇〇 〇〇
監督員	:	沖縄県北部医療組合 施設整備課
工事監理	:	
施工者	:	

(仕様) 大きさ: 縦900×横1800 (mm) 程度

背景色: ホワイト

文 字: 丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁: 四方アルミ、グレー色

別紙5

行政活動のコスト等表示看板

〇〇〇〇〇事業 〇〇工事	
事業の目的など：	←事業の目的、事業概要を記入
本工事の内容： 全体計画・・・のうち、 〇〇のための工事である。	←何のための工事かを分かりやすい表現で
工事概要 主な工事内容： ××のための公立沖縄北部医療センター新築工事 ××□□m³の設置工事 工事に係る総費用は、◎◎◎◎です。 イラスト	←一般市民が理解できるような表現にすること ←わかりやすいイラスト等を十分活用すること
工事担当 沖縄県北部医療組合施設整備課 (電話) 0980-43-8053	

(仕様) 大きさ：縦1400×横1100 (mm) 程度

営繕工事における週休2日促進工事の実施について

【完全週休2日（土日）I型】（分離発注工事）

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合せ簿等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ①対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ②対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、台風等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である本文「7. 関連工事」の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
- なお、工事着手前に受注者が2(1)①の取組を希望しない場合（2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

※分離発注工事がある場合は「現場休息」、

単体工事の場合は「現場休息」を「現場閉所」とする。

○営繕工事における週休2日促進工事实施要領（令和7年7月1日適用）

快適トイレ試行工事

1 内容

受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち以下の(1)から(11)までの仕様をすべて満たす快適トイレを男女別に1基ずつ設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。なお、(12)から(17)までの仕様については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能付き。ただし、以下に該当する場合は不要）
 - ・下水道に接続されている場合
 - ・し尿処理機能を有する場合（必要に応じてし尿タンク用防臭剤にて臭気対策）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの。）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2 快適トイレに要する費用

受注者は、快適トイレの設置にあたって、1の内容を満たすことが確認できる資料を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について監督員と協議のうえ決定する。快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

3 適用対象外

現場事務所等の屋内に設けるトイレは、快適トイレとして扱わない。

4 設置に要する費用

- (1) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。
- (2) 「快適トイレに求める標準機能」、「付属品として備えるもの」及び「推奨する仕様、付属品」については、設計変更の対象とする。なお、当該仕様・付属品以外の追加の仕様等については、現場実態等を踏まえ、その必要性が認められる場合に設計変更の対象とする。なお、快適トイレの運搬費、設置費等は当初契約金額に含むものとし、設計変更の対象としない。
- (3) 快適トイレの費用は、見積り等を参考に共通仮設費に積み上げ計上する。ただし、当初設計額の共通仮設費の率分として従来品相当分は計上されていることから、積算時には、当該費用から従来品相当額10,000円／基・月を差し引いた額を計上する。
- (4) 快適トイレの積み上げ費用は、51,000円／基・月（快適トイレの費用の上限61,000円／基・月－従来品相当額10,000円／基・月）を上限とし、男女別に1基ずつ計2基（102,000円／2基・月）まで計上できるものとする。
- (5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限として計上できるものとする。
- (6) 1か月未満の端日数分については、1か月を30日として日割りした額（小数点以下を切り捨てし整数止め）により計上する。

5 その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督員と協議の上、本条項の対象外とする。

○営繕工事における「快適トイレ」設置の試行要領（令和3年7月1日適用）

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領3. (3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領3. (3)撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2. に示す小黑板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領4. で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。